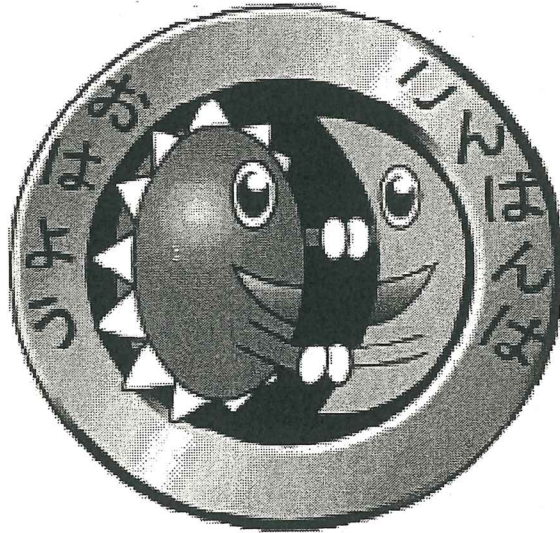


令和元年度

第3回 羽幌町社会教育委員会議 並びに  
羽幌町公民館運営審議会委員会議



あいさつは心と心のかけはしです 家庭から地域からあいさつの輪を広げましょう

学校・家庭・地域が連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動に取り組みましょう

日 時 令和元年11月26日(火)

午後6時30分

場 所 羽幌町中央公民館

羽幌町教育委員会



令和元年度 第3回 羽幌町社会教育委員会議並びに  
羽幌町公民館運営審議会委員会議 議案

1 挨拶

羽幌町社会教育委員 委員長 小 國 美恵子  
(並びに羽幌町公民館運営審議会)

2 報告

- (1) 令和元年度社会教育事業経過報告について  
(令和元年10月31日現在)
- (2) 第59回北海道社会教育研究大会(十勝大会)について
- (3) 令和元年度留萌管内生涯学習セミナー出席報告について
- (4) 令和2年度予算(臨時費)について
- (5) 新武道館の管理運営について(案)

3 その他

月 日	事 業 名	備 考
4月～	安心・安全な町づくり事業「羽幌町子どもパトロール隊」 56個人17事業所・「子ども110番の家」44事業所	町 内
4月～	巡回文庫（毎月1回・天売焼尻は年4回）	発達支援センター、天売ちびっこランド、両島支所他
4月～	あざらしおはなし会（毎月第2土曜日外）	中央公民館
4月～	ブックスタート事業（9カ月乳児健診時）	健康センター
4月9～14日	第43回二科会写真部北海道支部写真展（101点）	中央公民館
4月11日	羽幌町文化協会総会（25名）	中央公民館
4月12日	羽幌町子ども会育成連絡協議会総会（18名）	中央公民館
4月16日～	いちい大学（全21回の活動を予定）（40名）	中央公民館外
4月20日 ～5月12日	こどもの読書週間「しかけ絵本展」（142人）	中央公民館
5月23日	留萌管内図書館振興協議会総会（11名）	中央公民館
5月～	学校図書館連携事業 （羽幌小学校：週1回 羽幌中学校：週1回）	羽幌小学校 羽幌中学校
5月1日～	郷土資料館開館（10月31日まで）（699人）	郷土資料館
5月1日～	焼尻郷土館開館（9月30日まで）（1,586人）	焼尻郷土館
5月25日～	子ども自然教室（4～6年生）年11回開催	中央公民館他
5月15日 ～6月6日	成人講座：エコクラフト手芸講座 ～バスケットを編もう（6名・6回）	中央公民館
5月19日	第29回子どもフェスティバル（約1,000人）	レストパーク
5月24日	第1回羽幌町社会教育委員会議並びに 羽幌町公民館運営審議会委員会議（11名）	中央公民館
6月～	地域子ども教室推進事業「羽幌町ほっとクラブ」 （1～6年生）（月2回・40人程）	中央公民館他
6月2日	文化公演「北海学園大学第57回地方公演（羽幌公演）」 （60名）	中央公民館
6月10日	文化公演事業「北海道歌旅座～昭和のうたコンサート羽幌公演」 （240人）	中央公民館
6月11・12日	天売・焼尻芸術劇場「北海道歌旅座・昭和のうたコンサート」 （天売50人・焼尻50人）	天売・焼尻小学校 体育館

6月13日 ～9月13日	羽幌小学校プール開放 (1,325人)	羽幌小学校プール
6月17日～	セカンドブック事業(新一年生対象)	中央公民館
6月21日	第1回羽幌町青少年問題協議会幹事会議(10名)	中央公民館
6月24～30日	第66回写真道展 (228点)	中央公民館
7月2日	第1回羽幌町青少年問題協議会委員会議(9名)	羽幌町役場
7月16日	中学・高校生芸術鑑賞事業「TAKERU 猛 ～日本和太鼓ライブ」 (392人)	中央公民館
7月16～19日 7月23～26日	少年少女水泳教室 (1回目47名・2回目53名)×4日	羽幌小学校プール
7月18日	学校ブックフェスティバル事業(全校児童対象)	羽幌小学校体育館
7月25日 ～8月18日	夏休み読書活動推進事業(北海道日本ハムファイ ターズ読書促進全道キャンペーン) (15名)	中央公民館
7月26日 ～8月20日	学校図書館蔵書点検	羽小・羽中・焼尻 小・天売小高
7月27日 ～8月9日	町民ラジオ体操会 (北海道日本ハムファイターズ連携事業)	バラ園 役場駐車場
7月28日	第41回オロロンライン全道マラソン大会 (186人)	総合体育館 ～汐見往復
7月29日	少年の主張留萌地区大会(羽幌中学校1名)	留萌市
7月31日	図書室講座「おりがみであさがおを咲かせよう」 (8名)	中央公民館
8月1～3日	内灘町・羽幌町姉妹都市交流事業 (内灘町14名・羽幌町29名)	町内・天売島・焼 尻島
8月3～4日	幼児水泳教室(年中19名・年長17名2回)	羽幌小学校プール
8月19～21日	島民健康講座～みんなで楽しく！コーディネーションレ ーニング事業 (焼尻6名・天売12名)	焼尻小学校体育館 天売小学校体育館
8月27日	小学生芸術鑑賞事業 「ひのき屋のわいわい音楽隊！」 (330人)	羽幌小学校体育館
8月31日	羽幌町文化協会「歌と踊りの交流まつり」(120人)	中央公民館
9月4日	第2回羽幌町社会教育委員会議並びに 羽幌町公民館運営審議会委員会議(書面会議)	
9月6～17日	羽幌小学校2・4・6年生夏休み作品展(135点)	中央公民館
9月7日	ぼくの主張わたしの主張コンクール(7名)	中央公民館
9月11日	のびのび子育て公演「小沢かづと園児向け親子向 けライブ公演」 (180名)	中央公民館

9月15日	文化公演「津軽三味線 忍弥 凱旋コンサート」 (320名)	中央公民館
9月21日	移動芸術鑑賞バスツアー（札幌芸術の森美術館） 「奇蹟の芸術都市ハルビネ展-ガッペイからピカ、ミ、ダリまで」 (17名)	札幌市
9月28日	留萌管内図書館（室）職員研修会 (35名)	中央公民館
10月6日	留萌地方道民芸術祭（舞台部門：4団体出演）	留萌市文化センター
10月12日	文化公演「講談の夕べ 宝井梅福 記念公演」 (104名)	中央公民館
10月13日	第28回おろちゃんマラソン大会 (308名)	総合体育館 ～中央往復
10月19日	留萌管内生涯学習セミナー (4名)	苫前町
10月26 ～28日	第67回羽幌町民芸術祭「展示部門」 (1,005点)	中央公民館
10月26 ～28日	内灘町文化交流作品展 (28点)	中央公民館
10月27日	図書室「古本リサイクル市」「ホッとちょこっと カフェ」	中央公民館
10月30日	第51回羽幌町児童生徒読書感想文コンクール 表彰式 (受賞者19名)	中央公民館

## 令和2年度予算（臨時費）要求一覧（主な事業）

要求額計	千円 40,202
------	--------------

### 1. 公民館管理事業

No	予定項目	説明	金額(千円)	備考
1	大ホール音響設備改修工事	スピーカー、ワイヤレスマイク装置、配線工事等	—	
2	大ホール映像設備改修工事	600インチ対応常設プロジェクター設備、ポータブルプロジェクター更新	—	
3	大ホール舞台吊物操作制御盤改修工事	制御盤・操作盤の更新	2,662	
事業費計			2,662	

### 2. 社会教育施設管理事業

No	予定項目	説明	金額(千円)	備考
1	標柱作製業務委託	焼尻島「会津藩士の墓」標柱作製	100	
事業費計			100	

### 3. 子ども自然教室事業

No	予定項目	説明	金額(千円)	備考
1	ライフジャケット購入	Mサイズ20着、Lサイズ20着 計40着	185	
事業費計			185	

### 4. 姉妹都市文化スポーツ交流事業

No	予定項目	説明	金額(千円)	備考
1	姉妹都市交流事業補助	姉妹都市(内灘町)交流事業補助金	1,600	内灘町訪問
事業費計			1,600	

### 5. 文化芸術振興事業

No	予定項目	説明	金額(千円)	備考
1	天売焼尻芸術劇場	佐々木忍弥コンサート	880	両島公演-6月中旬 6/9天売・6/10焼尻
2	芸術鑑賞事業	幼児向け公演【演目未定】	350	1公演 9月～10月
3	芸術鑑賞事業	小学生公演【演目未定-ミュージカル】	—	1公演 8月下旬 8/28・400千円
4	芸術鑑賞事業	中学・高校生公演【演目未定 演劇】	—	1公演 7月中旬 7/16・450千円
事業費計			1,230	

### 6. 図書室関連事業

No	予定項目	説明	金額(千円)	備考
1	図書システム賃借料	中央公民館図書システム賃借料	1,305	長期継続契約(更新)
2	児童書購入費	離島巡回文庫・学級文庫の入替え	289	まちづくり応援基金
3	備品購入費	カウンター用ブックラック購入	35	
4	利用者カード作製業務委託料	図書室利用者カード作製費用	372	利用者カードが無くなるため
5	学校図書館連携事業	各学校図書館の運営補助	474	
事業費計			2,475	

### 7. スポーツ振興事業

No	予定項目	説明	金額(千円)	備考
1	スポーツ振興事業	ラジオ体操用器具購入(CDラジオ付カセット)	5	1台
2	スポーツ教室実施事業	COT教室開催(市街・離島)・水泳教室等開催 剣道・柔道教室等開催(新武道館オープニング事業)	1,417	COT326・水泳448・柔道・剣道・COT教室委託643
3	スキー場まつり実施事業	スキー場まつり開催	240	もちまき用餅・景品 140 豚汁無料配布委託 100
4	マラソン大会開催事業	オロロンライン全道マラソン大会開催 おろちゃんマラソン大会開催	1,777	実行委員会(オロロン 932・おろちゃん845)

5	学校プール開放事業	小学校プール開放事業	1,145	運営委託料
6	おろろんウィンターフェスティバル開催事業	おろろんウィンターフェスティバル開催	803	実行委員会
事業費計			5,387	

#### 8. 総合体育館管理事業

No	予定項目	説明	金額(千円)	備考
1	総合体育館施設管理事業	新武道館指定管理料・同火災保険料	4,822	指定管理 4,759 保険料 63
2	総合体育館施設管理事業	器具庫入口改修修繕	520	
3	総合体育館施設管理事業	非常用照明装置予備電池取替	395	一式
4	総合体育館施設管理事業	消防用設備等整備補修	122	一式
5	総合体育館施設管理事業	卓球台更新(内折式)	237	1台
6	総合体育館施設管理事業	ランニングマシン更新(ラボード)	1,656	1台
事業費計			7,752	

#### 9. スポーツ公園管理事業

No	予定項目	説明	金額(千円)	備考
1	スポーツ公園施設管理事業	陸上競技場視察旅費	46	町外先進施設
2	スポーツ公園施設管理事業	施設用備品購入(グラウンドならし)	128	陸上競技場用180釘付DX 1台
3	スポーツ公園施設管理事業	施設用備品購入(刈払い機更新)	97	1台
4	スポーツ公園施設管理事業	陸上競技用備品購入(スターティングブロック)	—	2組・64千円
5	スポーツ公園施設管理事業	陸上競技場用プレハブ購入	860	1棟
事業費計			1,131	

#### 10. 南町運動広場管理事業

No	予定項目	説明	金額(千円)	備考
1	南町運動広場施設管理事業	硬式テニスコートネット取替	110	2枚
2	南町運動広場施設管理事業	テニスコート照明自動点灯盤取替修繕	—	
事業費計			110	

#### 11. 町民スキー場管理事業

No	予定項目	説明	金額(千円)	備考
1	スキー場運営事業	圧雪車整備点検手数料	1,118	
2	スキー場施設管理事業	逆転検出装置用運転盤制御盤間電線修繕(再敷設)	217	ペアリフト
3	スキー場施設管理事業	ロッジテレビアンテナ外取替修繕	73	一式
4	スキー場施設管理事業	墜落防止用器具購入	—	フルハーネス型2セット ・72千円
事業費計			1,408	

#### 12. 武道館建替事業

No	予定項目	説明	金額(千円)	備考
1	武道館建替事業	産業廃棄物処理委託料	1,620	旧武道館備品等廃棄物処理
事業費計			1,620	

#### 12. 総合体育館改修事業

No	予定項目	説明	金額(千円)	備考
1	総合体育館改修事業	総合体育館改修工事設計業務委託料	14,542	
事業費計			14,542	



## 新武道館の管理運営について（案）

### 1 指定管理者との協議

新武道館については、羽幌町総合体育館と併設置されることから同施設との一体管理を基本に、開所後の指定管理について現羽幌町総合体育館指定管理者である特定非営利法人羽幌町体育協会と協議を重ねてきたところである。

同協会では、当初から新たに新武道館の管理を行うにあたり、現在の職員体制の不足に加え、増加する施設の管理については、適正な人員配置がなければ受託することが難しいとの考え方であった。

現在の指定管理体制における問題点など理解できる面はあるものの、増加する新武道館の管理については現総合体育館の指定管理期間が残り1年間のみであることや、増加する施設の管理負担増が細部にわたり想定できないものもあり、現在の管理体制を基に再検討願うことになった。なお、再検討する際の考え方として、新武道館の開館時間や休日、現在の武道館の運営に準ずることもあり得るものとして提示している。

その後、同協会幹部との打ち合わせを3回程度行った中で、2回までは新武道館の指定管理については見送りたい意向も示されていたが、3回目における打合せにおいて課題は残るものの、町側の考え方を理解いただく方向となった。

11月に入り、同協会より新武道館管理案が提示されたことから内容を精査したところ、管理体制においては必要となる人員を最小限に抑え、当初4名の増加であったものが2名のみ増加となっていること、仮に町が直営で臨時職員を雇用し管理した場合における経費より下回っていること、又、当初より総合体育館との一体管理を行う中で玄関、トイレを共用し施設利用面においても効率的な運営を想定していたことなどを総合的に勘案し、協会側の管理案にて指定管理を行うことが最善と考えられたことから町理事者の判断を貰い、これまでの羽幌町総合体育館に追加する形で、新たな武道館の管理運営を委ねる方向となった。

## 2 管理運営について

- (1) 新武道館の完成予定は、令和2年2月28日（金）
- (2) 新武道館の開所（オープン）は、令和2年4月3日（金）を予定し、完成から開所まではオープン準備期間とする。よって、現武道館は、令和2年3月31日まで継続して管理運営を行う。

No.	項目	内容
1	運営主体	NPO法人羽幌町体育協会による指定管理
2	新武道館のコンプレックス、使用基準	<p>【新武道館のコンプレックス】</p> <p>新武道館は、武道を主とする使用前提から、現在の武道館利用団体（柔道、剣道、空手スポーツ2少年団）の使用を優先的に許可し、これらの使用がない時間帯において下記の使用基準を原則として使用許可する。</p> <p>なお、施設維持への配慮から下記使用基準に掲げる使用であっても、使用器具等を勘案し許可しない場合もある。</p> <p>又、公的な使用の場合は、下記使用基準以外の使用を認める場合もある。</p> <p>【武道場の使用基準】</p> <p>武道場は、通常において畳敷き（半面）となっていることから、専用使用等（全面使用等）の場合においては、畳の撤去及び再設置は利用者が行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 武道（柔道・剣道・空手等）の大会・練習・講習</li> <li>(2) 合宿誘致事業（なぎなた等）における練習・講習</li> <li>(3) ミニバレー、卓球等の練習・講習</li> <li>(4) ダンス、ヨガ、ストレッチ等の練習・講習</li> <li>(5) かるた等の大会・練習・講習</li> <li>(6) スポーツ等研修会（座学等）</li> <li>(7) アリーナを使用するスポーツ大会や興行の際のウォーミングアップ及び控室</li> <li>(8) その他特に認めたもの</li> </ol> <p>【多目的室の使用基準】</p> <p>多目的室は、広い用途の使用を想定しているが、興行、展示即売、物販等の使用は基本的に許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ダンス、ヨガ、ストレッチ等の練習・講習</li> <li>(2) 会議、集会、講習</li> </ol>

	<p>(3) スポーツ等研修会 (座学等)</p> <p>(4) アリーナを使用するスポーツ大会や興行の際の控室・更衣室</p> <p>(5) 武道場を使用する大会等の控室・更衣室</p> <p>(6) その他特に認めたもの</p>																																	
3	<p>使用料</p> <p>武道館使用料 (案) (※指定管理における使用料は上限額)</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>税抜き使用料</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">武道場</td> <td>専用</td> <td>1 時間</td> <td>660</td> <td>600</td> <td>534.54</td> </tr> <tr> <td>使用</td> <td>1 時間</td> <td>1,760</td> <td>1,600</td> <td>534.54</td> </tr> <tr> <td>使用面積</td> <td>1 時間</td> <td>330</td> <td>300</td> <td>267.27</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1 時間</td> <td>880</td> <td>800</td> <td>267.27</td> </tr> <tr> <td colspan="2">多目的室 専用使用</td> <td>1 時間</td> <td>440</td> <td>400</td> <td>57.085</td> </tr> </tbody> </table>	区		単位	使用料	税抜き使用料	面積 (㎡)	武道場	専用	1 時間	660	600	534.54	使用	1 時間	1,760	1,600	534.54	使用面積	1 時間	330	300	267.27	1/2	1 時間	880	800	267.27	多目的室 専用使用		1 時間	440	400	57.085
区		単位	使用料	税抜き使用料	面積 (㎡)																													
武道場	専用	1 時間	660	600	534.54																													
	使用	1 時間	1,760	1,600	534.54																													
	使用面積	1 時間	330	300	267.27																													
	1/2	1 時間	880	800	267.27																													
多目的室 専用使用		1 時間	440	400	57.085																													
4	<p>開館及び閉館時間</p> <p>開館 午前9時～ 閉館 午後9時 (※武道館の日常清掃のため、開所 (オープン) から令和3年3月31日迄は午前10時開館とする。)</p>																																	
5	<p>休館日</p> <p>12月30日～1月5日</p>																																	
6	<p>管理体制</p> <p>指定管理者による総合体育館との一体管理</p>																																	
7	<p>職員勤務体制及び業務内容</p> <p>【職員勤務体制】 常時2名体制による総合体育館との一体管理 (2名の臨時職員F・Gを新たに雇用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日の夜間及び土曜日の日勤は、臨時職員Fを雇用し既存C嘱託職員との2人体制による管理</li> <li>・ 土曜日の夜間及び日・祝日は、臨時職員Gを雇用し既存D臨時職員との2人体制による管理</li> <li>・ 武道館の清掃については、既存役職員及びB嘱託職員により対応</li> </ul>																																	

	<table border="1"> <tr> <td>曜日</td> <td>月～金</td> <td>土</td> <td>日・祝</td> </tr> <tr> <td>勤務時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8:30～17:30</td> <td>役員A・嘱託職員B</td> <td>嘱託職員C・臨時職員F</td> <td rowspan="3">臨時職員D・臨時職員G</td> </tr> <tr> <td>16:30～21:00</td> <td>嘱託職員C・臨時職員F</td> <td>臨時職員D・臨時職員G</td> </tr> <tr> <td>7:00～11:00</td> <td>臨時職員E (清掃) (第1・3火曜金曜13:00迄)</td> <td></td> </tr> </table>	曜日	月～金	土	日・祝	勤務時間				8:30～17:30	役員A・嘱託職員B	嘱託職員C・臨時職員F	臨時職員D・臨時職員G	16:30～21:00	嘱託職員C・臨時職員F	臨時職員D・臨時職員G	7:00～11:00	臨時職員E (清掃) (第1・3火曜金曜13:00迄)																	
曜日	月～金	土	日・祝																																
勤務時間																																			
8:30～17:30	役員A・嘱託職員B	嘱託職員C・臨時職員F	臨時職員D・臨時職員G																																
16:30～21:00	嘱託職員C・臨時職員F	臨時職員D・臨時職員G																																	
7:00～11:00	臨時職員E (清掃) (第1・3火曜金曜13:00迄)																																		
8	総合体育館との共有箇所	<p>【業務内容】総合体育館との一体管理による、武道館の管理・貸館受付(使用料収納)・日常清掃        玄関及びトイレは、総合体育館を使用する。</p>																																	
9	旧武道館使用団体の優先使用	<p>新武道館の武道場については、現行で利用している羽幌剣道連盟、柔道スポーツ少年団、格闘クラブ羽幌道場、総合空手亀谷道場の4団体を優先的に使用するものとし、これら以外の日程・時間・時間で一般利用が可能とする。なお、多目的室については、この限りでない。</p> <p>&lt;利用体系&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>曜日</th> <th>利用団体</th> <th>利用時間</th> <th>一般利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月</td> <td>羽幌剣道連盟 柔道スポーツ少年団</td> <td>18:30～20:30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火</td> <td>格闘クラブ羽幌道場</td> <td>19:00～21:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水</td> <td>総合空手亀谷道場</td> <td>19:00～21:00</td> <td>9:00～17:00 (※令和3年3月31日迄は、10:00～17:00)</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>羽幌剣道連盟 柔道スポーツ少年団</td> <td>18:30～20:30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金</td> <td>格闘クラブ羽幌道場</td> <td>19:00～21:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土</td> <td>総合空手亀谷道場</td> <td>19:00～21:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日</td> <td></td> <td></td> <td>9:00～21:00 (※令和3年3月31日迄は、10:00～<del>17:00</del>)</td> </tr> </tbody> </table>		曜日	利用団体	利用時間	一般利用時間	月	羽幌剣道連盟 柔道スポーツ少年団	18:30～20:30		火	格闘クラブ羽幌道場	19:00～21:00		水	総合空手亀谷道場	19:00～21:00	9:00～17:00 (※令和3年3月31日迄は、10:00～17:00)	木	羽幌剣道連盟 柔道スポーツ少年団	18:30～20:30		金	格闘クラブ羽幌道場	19:00～21:00		土	総合空手亀谷道場	19:00～21:00		日			9:00～21:00 (※令和3年3月31日迄は、10:00～ <del>17:00</del> )
曜日	利用団体	利用時間	一般利用時間																																
月	羽幌剣道連盟 柔道スポーツ少年団	18:30～20:30																																	
火	格闘クラブ羽幌道場	19:00～21:00																																	
水	総合空手亀谷道場	19:00～21:00	9:00～17:00 (※令和3年3月31日迄は、10:00～17:00)																																
木	羽幌剣道連盟 柔道スポーツ少年団	18:30～20:30																																	
金	格闘クラブ羽幌道場	19:00～21:00																																	
土	総合空手亀谷道場	19:00～21:00																																	
日			9:00～21:00 (※令和3年3月31日迄は、10:00～ <del>17:00</del> )																																
10	使用料の免除	<p>(1) 羽幌町及びその付属機関等又は文化・体育協会が使用するとき。        (2) 町内の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が教育課程、学校行事、部活動又はPTA活動に使用するとき。        (3) 町内の団体が町内の高校生以下の青少年を対象とした活動を行うとき。</p>																																	

11	<p>維持管理経費</p> <p><b>【収入】</b></p> <p><b>【利用料金】</b> 40千円・・・①</p> <p><b>【支出】</b></p> <p><b>【人件費】</b> 2,388千円・・・②</p> <p>(1) 管理職員 (2名分) 2,160千円</p> <p>(2) 法定福利費 (1名分) 228千円</p> <p><b>【管理費】</b> 1,685千円・・・③</p> <p>(1) 電気料 610千円</p> <p>(2) 灯油代 678千円</p> <p>(3) 上下水道料 127千円</p> <p>(4) 修繕費 30千円</p> <p>(5) 保守点検費 (設備機器・防災設備・暖房・水道) 240千円</p> <p>※ 管理費 (1) (2) については見込額の8割とするが、この合計額を超過した場合は、超過分を支払います。</p> <p><b>【事務・諸経費】</b> 282千円・・・④</p> <p><b>【支出計 ②+③+④ 4,355千円】 - 【収入計 ① 40千円】 = 4,315千円・・・⑤</b></p> <p><b>【消費税】</b> 431千円・・・⑥</p> <p><b>【指定管理料合計 ⑤+⑥】</b> 4,746千円・・・⑦</p> <p><b>【火災保険料】</b> 63千円 (町支出)・・・⑧</p> <p><b>【総維持管理費 ⑦+⑧】</b> 4,809千円</p>
12	<p>条例等の整備</p> <p>令和元年度中に総合体育館との一体管理による指定管理を行うため、下記条例・規則を改正及び廃止をする。(3月を予定)</p> <p><b>【改正】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例 (目的・名称及び位置・使用料)</li> <li>・羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則 (使用区分)</li> </ul> <p><b>【廃止】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・羽幌町武道館設置条例</li> <li>・羽幌町武道館条例施行規則</li> </ul>

